

## 社会福祉法人たかしま会行動指針

### 1. 個人の尊厳の保持

- ・ 利用者の出自、性別、年齢、障害、性格、行動その他いかなる理由によっても差別しないこと。
- ・ 利用者の個性を尊重し、それぞれのニーズに合う支援に努めること。
- ・ 利用者との信頼関係を大切にすること。
- ・ 利用者に対し、高圧的、否定的言動、無視、無関心的な行動等をとらないこと。
- ・ 利用者の名前の呼び方については、敬称を基本とすること。

### 2. 人権の尊重

- ・ 利用者の基本的人権を尊重し、かつ擁護すること。
- ・ 利用者に対し指導・訓練の名のもと、その他いかなる虐待も行わないこと。
- ・ 虐待については、「虐待はいつ起こるかわからない」という意識を持ち、職員間で風通しの良い環境を作り早期発見・早期防止に努めること。

### 3. 安心安全な暮らしの保障

- ・ 利用者の職務上知り得た個人の情報は他に漏らさないこと。
- ・ 利用者個人の情報開示が必要な時は、本人及び家族等の了解を得ること。
- ・ 利用者一人ひとりの生活歴及び特性をよく知り、これまでの生活習慣を尊重し、支援が本人の希望に沿って適切に行われるよう努めること。
- ・ 利用者の健康管理には十分留意し、疾病の早期発見・早期治療に努めること。

### 4. 自己選択・自己決定権の保障

- ・ 利用者の自己決定を尊重し、意思を確認しながら支援を行うこと。
- ・ 社会的規範に沿わない利用者の自己決定については、その意思等を充分確認した上で、新たな自己決定の支援に向けて納得が得られるように対処すること。
- ・ 施設運営・サービス内容等に対する利用者及び家族等の意見・要望等を聞く機会を設け、それらが反映されるように努めること。

### 5. 満足度の高いサービスの提供

- ・ サービスを提供する際には、その内容について書面をもって十分に説明し、利用者及び必要に応じて家族等の同意を得てから行うこと。
- ・ 相手に寄り添う気持ちと、節度ある言葉づかいで接すること。
- ・ 利用者の持つ力を理解し、潜在的な能力を引き出すことに努めること。
- ・ 職員一人一人が協力し、職員間の連携を密にして利用者の処遇にあたり、サービス向上に努めること。

### 6. 社会参加の促進及び地域社会との交流

- ・ 利用者が社会資源の活用や催し物に参加する等地域社会とのつながりをもて

るよう支援すること。

- 利用者の地域生活の支援に向けて、長期的視野を持って取り組むこと。
- 事業所の風通しを良くするために、ボランティアや実習生等を積極的に受け入れること。
- 利用者の社会参加、外出の機会を積極的に設けること。

#### 7. 専門知識と技能の向上

- 利用者から学ぶという謙虚さを持つと共に、状況を的確に判断できる観察力を養うこと。
- 専門職としての知識や技術のみでなく、豊かで幅広い人間性を身につけること。
- 職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向け、積極的に研修に参加する等自己研鑽に努めること。

[平成24年10月22日]